

南那須地区広域行事務組合 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

○行政職給料表

等級	基準となる職務及び職員数						職制上の段階		
	一般行政職			消防職			人	%	段階
	職名	人	%	職名	人	%			
1級	主事又は技師	8	20.0	消防士	26	26.5	34	24.7	主事級
2級	主任主事又は主任技師	9	22.5	消防副士長	17	17.4	26	18.8	主任級
3級	主査	8	20.0	消防士長	21	21.4	29	21.0	主査級
4級	係長	7	17.5	消防司令補	17	17.4	24	17.4	係長級
5級	(1)主幹	3	7.5	(1)副署長	11	11.2	14	10.1	課長補佐級
	(2)課長補佐又は所長補佐			(2)消防司令					
6級	(1)会計管理者	4	10.0	(1)消防本部次長	5	5.1	9	6.5	次・課長級
	(2)事務局次長			(2)課長					
	(3)課長、所長、室長			(3)署長					
7級	事務局次長又は事務長、(市派遣職員)	1	2.5	消防長	1	1.0	2	1.5	事務局次長級
合計		40	100.0		98	100.0	138	100.0	

※再任用職員は除く

○医療職給料表(一)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	医師	6	46.1	医師級
2級	科長又は医長	1	7.7	医長級
3級	(1)副病院長又は診療部長	4	30.8	副病院長級
	(2)相当の経験を有する科長又は医長			
4級	(1)病院長	2	15.4	病院長級
	(2)相当の経験を有し、困難な業務を分掌する副病院長又は診療部長			
5級	相当の経験を有し、困難な業務を分掌する病院長	0	0.0	病院長級
合計		13	100.0	

○医療職給料表(二)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は栄養士(以下「技師等」という。)	2	5.7	技師級
2級	(1)薬剤師	18	51.4	技師級
	(2)困難な業務を行う技師等			
3級	主任である薬剤師、技師等	11	31.4	主任級
4級	(1)副薬局長、副技師長	2	5.7	副技師長級
	(2)困難な業務を行う主任等			
5級	(1)薬局長、技師長	1	2.9	技師長級
	(2)困難な業務を行う副薬局長、副技師長			
6級	(1)科長の職務	1	2.9	科長級
	(2)困難な業務を行う薬局長、技師長			
合計		35	100.0	

※再任用職員は除く

○医療職給料表(三)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	准看護師	7	7.7	看護師級
2級	(1)看護師	48	52.7	看護師級
	(2)困難な業務を行う准看護師			
3級	(1)主任看護師	24	26.4	主任級
	(2)困難な業務を行う看護師			
	(3)特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師			
4級	(1)看護師長	6	6.6	看護師長級
	(2)困難な業務を行う主任看護師			
5級	(1)副看護部長	5	5.5	副看護部長級
	(2)困難な業務を行う看護師長			
6級	看護部長	1	1.1	看護部長級
合計		91	100.0	

※再任用職員は除く

○技能労務職員給料表

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	技能職員又は労務職員	0	0.0	技師級
2級	相当の技能又は経験を有する技能職員又は労務職員	6	46.2	技師級
3級	高度の技能又は相当の経験を有する技能職員	7	53.8	主任級
4級	高度の技能又は相当の経験を有し、重要な業務を分掌する技能職員	0	0.0	係長級
合計		13	100.0	

※再任用職員は除く